小川自治会だより

―１１月号―

12月9日公園清掃

２０１８年１１月１０日
発行責任者：長谷川　義剛
編集責任者：林　紀史
www.ogawajk.co-site.jp/
自治会だよりへの投稿歓迎

☆小川自治会「個人情報取扱規程」を制定しました（総務部）

２００５年に施行された「個人情報保護法」が２０１７年に改正され、従来対象外であった“５，０００件以下の個人情報取扱事業者”が新たに適用の対象となりました。

小川自治会もこの適用を受ける対象となるため「小川自治会個人情報取扱規程」を制定し、１０月１４日の役員会で承認、同日付けで施行されます。**全文を３、４ページ目に掲載します。**

今後は自治会で扱っている個人情報の具体的な運用管理の仕組み、マニュアルの整備を、主に個人情報を扱う総務部と自主防災隊が中心となり今期中に行う予定で取り組んでゆきます。

個人情報とは特定の個人を識別できるもの、たとえば、氏名、生年月日、住所、連絡先(電話番号、メールアドレス)、家族構成、職業、本人を判別できる写真、マイナンバー、運転免許証番号やパスポート番号(個人識別符号)などで、特に災害の際の支援に必要な障害や病歴などの法令等に規定される個人情報は、取得には利用目的を明確にし、本人の同意が必要です。

☆下期公園一斉清掃のお知らせ（環境部）次の通り実施します。ぜひ参加下さい。

・日　　時：１２月９日（日）１０:００～　　　１．５から２時間　（終了次第解散）
　　　　　小雨でも中止・・・雨天の場合は１２月１６日（日）の午前１０時から
・場　　所：せんげん公園、下小川公園、柳谷戸公園
・清掃内容：園内・外の草取り、落ち葉など清掃
・清掃用具：熊手、鎌、竹ほうき、チリトリご家庭にある道具をお持ち寄りください。
　　　　　草取り鎌、枝切り鋏、小ほうきのある方はお持ちいただければ幸いです。
　　　　　軍手、ボランティア袋は用意します。
・参加対象者：１丁目＝せんげん公園、２丁目＝下小川公園、３・４丁目＝柳谷戸公園
　　　　　汚れてもいい服装でお願いします。

☆東京都主催防災学習セミナーを開催します（防災対策部）

・日時：１２月９日（日）１０時～１１時３０分
・会場：小川会館１階ホール　　定員５５名
・今回のテーマ：「東京防災」の活用方法、「要配慮者・避難行動要支援への対策」
・講師：防災士　田原　明彦　氏
・申し込み：各防災支隊に申込み、締切 12 月 2 日

☆会員情報（総務部）（１１月１日現在会員数＝１，２１０）

△入会						▼退会					
川島　満	様	第	２支部	６班	９月	平川　修	様	第	８支部	２班	９月
難波　喜一	様	第	７支部	４班	９月	丸岡　輝之	様	第	４支部	１班	１０月
木本　康介	様	第	７支部	４班	９月	市川　惇信	様	第	２支部	５班	１１月
深山　直樹	様	第	７支部	４班	９月						
大津　宙	様	第	８支部	２班	１０月						

訂正：先月号に掲載しました第１支部２班の新入会員山﨑様の字が間違っていました
　　　お詫びして訂正します：　　誤）山崎→正）山﨑

訃　報　　謹んでご冥福をお祈りいたします
竹内　住夫　様　（享年８８歳）　第　５支部　６班　　１０月ご逝去

回覧												

☆総合防災訓練を実施しました（防災隊）

１０月２１日（日）総合防災訓練を実施しました。好天に恵まれ、午後の訓練には自治会員約２１０名、消防署・消防団１１名が参加しました。初めての防災クイズも好評でした。

□午前中の安否確認「旗出し訓練」では、全体で約７６％の参加率、一昨年の７１％、日程変更の昨年６０％を大きく上回る参加となりました。

隊員数はマンションや法人会員で参加しない世帯を除いてあり自治会の会員数とは異なります

支隊	隊員数	旗出し数	参加率	昨年
せんげん	２５５	１９７	７７％	４８％
下小川	３３３	２６１	７８％	７１％
かえで	９７	７２	７４％	５８％
蜂谷戸	２０４	１６２	７９％	５７％
柳谷戸	２９９	２１５	７２％	６１％
全体	１、１８８	９０７	７６％	６０％

開会宣言

□午後はメイン会場の蜂谷戸公園で訓練を行いました。基本的な「消火器放水訓練」や、昨年実施できなかった「ＡＥＤ」や「起震車による震動体験」も町田市・消防署・消防団のご協力のお陰でその機会を提供できました。また、トイレの重要性を皆さんに認識していただくため、「自分のトイレを自分で作るイベント」や「災害伝言ダイヤルや家具転倒防止などの広報」を展開しました。共同購入のテントでは、「防火消火用品」のみ展示し解説しました。煙感知器の煙実験を行い資料も提供しました。関東電気保安協会は多種の感震ブレーカーを展示しました。

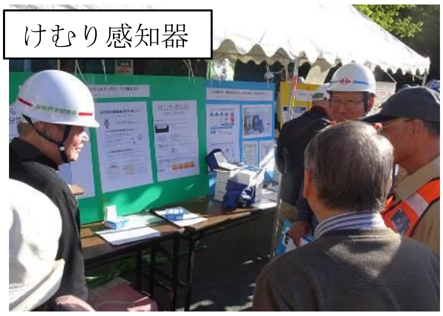
けむり感知器

段ボールトイレ

真剣な AED 訓練

☆青パトが活動開始丸９年経過、今月から１０年目を迎えます（安全対策部、青パト隊）

２００９年１１月に活動開始以来、９年間で約２，３００回、約２６，５００Kmのパトロ―ルを実施、１４年前には年間２０件以上あった町内の侵入窃盗が、パトロールと青パトとの相乗効果でここ３，４年は大幅減少。今年は１０月末現在０件です。また小川小の登校見守り、小川小安全対策委員の青パト同乗等で児童の事故と犯罪被害防止にも貢献、防災活動、自治会の行事など防犯以外にも多面的に活動しています。幸い９年間無事故、無違反でした。

隊員は少しずつ入れ替わりましたが現在２５人の方が青パト隊員として活動しています。車両も古くなりましたが、今後も「安全・安心な街づくり」に向けて活動を続けて行きます。

放送がうるさい時があるかもしれませんが、防犯のためご協力をお願いします。

☆東京都の安全・安心推進団体表彰を授与されました（安全対策部）

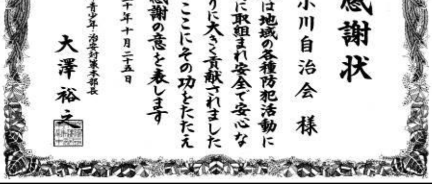
感謝状

小川自治会 様

貴団体は地域の各種防犯活動に積極的に取組まれ安全で安心なまちづくりに大きく貢献されましたよってここにその功をたたえ深く感謝の意を表します

平成三十年十月二十五日

東京都青少年・治安対策本部長

大澤裕之

地域の安全・安心な街づくり活動を推進している団体・個人に対する感謝状授与式が、１０月２５日に東京都庁で行われ、自治会を代表し長谷川会長が出席、他の団体・個人とともに「東京都青少年・治安対策本部長」感謝状を授与されました。(町田市からは他に1団体が受賞）。　防犯パトロール活動による犯罪の防止・減少の成果や、小川小の登校見守りなど、お子様の安全に対する活動等が高く評価されました。

★悪徳商法に注意：屋根や壁、床下などを「点検しましょう」などと強引に見て「修理が必要」と無理やり作業をし、高額な料金を請求する悪徳商法業者が横行しています。飛び込みの知らない業者は安易に応対しないようにしましょう。しつこい場合は１１０番通報をしてください。

「小川自治会　個人情報取扱規程」

（目的）

第 1 条　この規程は、本会の個人情報の取扱いについて必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取扱いを確保することを目的とします。

（責務）

第２条 本会は、個人情報の保護に関する法令等を遵守するとともに、本会の活動において個人情報の保護に努めます。

（周知）

第３条 本会は、この個人情報取扱規程を、総会資料又は回覧により、少なくとも毎年１回は会員に周知します。

（管理者）

第４条 本会における個人情報の管理者は、会長とします。

（取扱者）

第５条 本会における個人情報の取扱者は、会長が指定する役員または組織の長ならびに要援護者を支援する者とします。

（秘密保持義務）

第６条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しません。その職を退いた後も、同様とします。

（個人情報の取得）

第７条 本会は、「入会届」や「調査票」などの書面を通じて個人情報を取得します。

２ 要援護者の支援等のため、法令等に規定する障害や病歴などの要配慮個人情報を取得する際は、本人の同意を得て取得します。

３ 本会が会員から取得する個人情報は、世帯主氏名、住所、電話番号のほか、災害時における避難支援活動に必要な家族情報、生年月日、性別、要配慮個人情報、援護の要否、緊急時連絡先、その他の項目で、会員が同意する事項とします。

（個人情報の訂正等）

第 8 条 会員は、第７条に基づき提供した会員本人の個人情報について個人情報管理者に対し訂正等を求めることができます。

２ 前項の請求があった場合、個人情報管理者は直ちに該当する個人情報の訂正等を行います。ただし、各会員にすでに配付されている会員名簿等は、訂正等について会員に連絡することをもってこれに替えることができるものとします。

（利用）

第９条 本会が保有する個人情報は、各号に掲げる活動等に際して利用します。

（１）　会議開催、会員管理、その他文書の送付など

（２）　会員名簿の作成及び地図の作成

（３）　会員相互の親睦を高める活動

（４）　安全・安心・連帯感のある、楽しい街つくり

（５）　祝い金等の対象者の把握

（６）　災害時の要配慮者・避難行動要支援者の支援活動

（管理）

第 10 条 個人情報は、会長及び会長が指定する役員または組織の長ならびに要援護者を支援する者が適正に管理します。

２ 会員名簿は、配布を受けた個々の会員が適正に管理することとします。

３ 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに復元不可能な状態にして廃棄します。

（提供）
第 11 条 本会は、会員の氏名、電話番号、住所を記載した会員名簿を会員に配付します。
２　その他、個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しません。
（１）　法令に基づく場合
（２）　人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
（３）　公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合
（４）　国の機関若しくは東京都、町田市またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合
（５）　個人情報のうち、役員に関するもので、町田市、町内会・自治会連合会、またはこれらに準じる公共目的の団体・学校が、自治会に関わる事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合
（第三者提供に係る記録の作成等）
第 12 条 取扱者は、個人情報を第三者（国の機関若しくは東京都、町田市またはその委託を受けた者を除く）に提供したときは、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第 25 条に定める第三者提供に係る記録を作成し保存します。
（第三者提供を受ける際の確認等）
第 13 条 取扱者は、第三者（国の機関若しくは東京都、町田市またはその委託を受けた者を除く）から個人情報の提供を受けるに際しては、法第 26 条に定める第三者提供を受ける際の確認を行い、記録を作成し保存します。
（開示）
第 14 条 会員は、第７条の規定に基づき提供した会員本人の個人情報について個人情報管理者に対し開示を請求することができます。
２ 個人情報管理者は、会員本人から会員本人の個人情報の開示について請求があったとき、法第 28 条第２項に該当する場合を除き、本人に開示します。
（漏えい発生時等の対応）
第 15 条 取扱者は、個人情報を漏えい、滅失、き損等の事案の発生又はその兆候を把握した場合は、管理者に連絡します。この場合において管理者は、事実及び原因の確認、被害拡大の防止、影響を受ける本人への連絡、再発防止等の対応を行います。
（開示請求及び相談窓口）
第 16 条 本会における、開示請求及び相談窓口は、会長とします。

付則
（１）この規程は、２０１８年１０月１４日から施行します。
（２）この規程は小川自治会会則関連集とします。
（３）この規程の改正等があった場合は、改正等内容と実施年月日を項目毎に付則に記載します。